

水道行政の最近の動向について

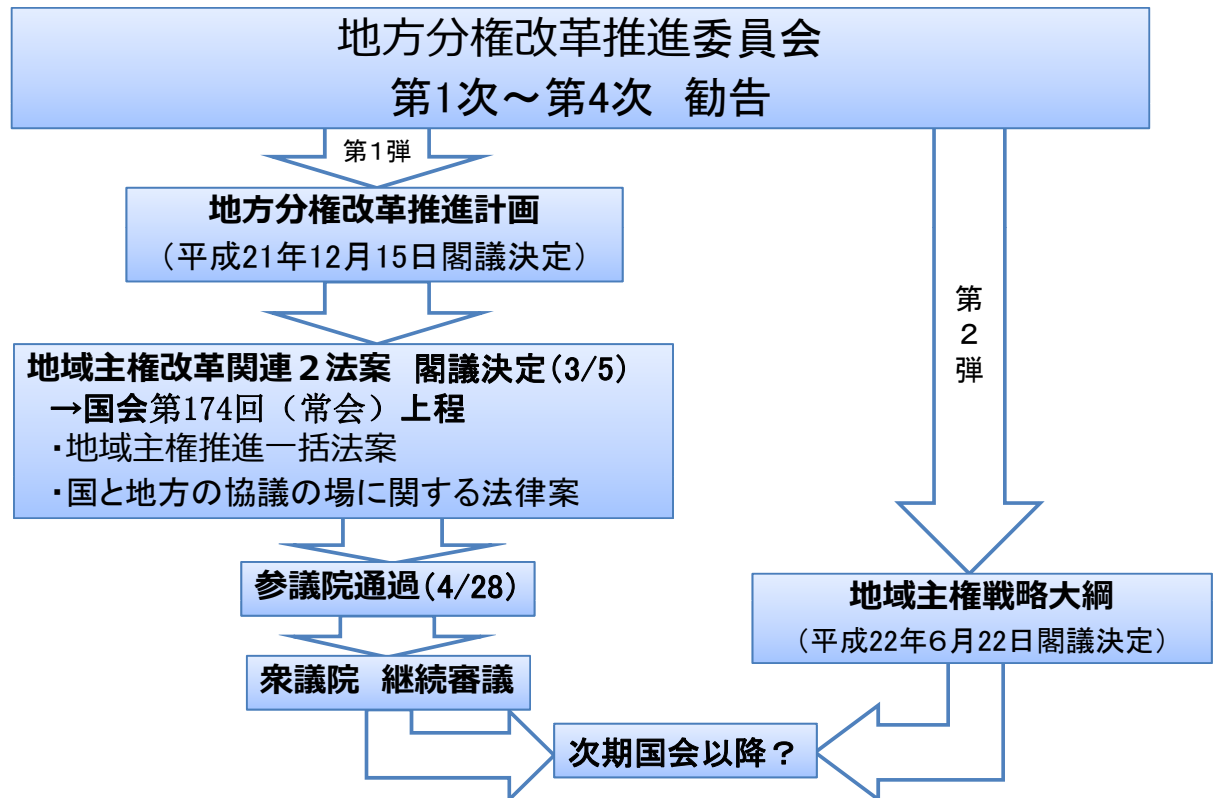
厚生労働省健康局水道課

1

(1) 地域主権(地方分権)への対応

2

地方分権改革推進委員会勧告と閣議決定の関係について



3

地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱

地方分権改革推進計画 (平成21年12月15日閣議決定)

- ◆ 地方公共団体による事業認可(水道法第6条、第26条)に係る申請事務の簡素化
- ◆ 地方公共団体が事業の変更を行う場合における厚生労働大臣の認可を要しない軽微な変更(水道法第10条、第30条)の範囲の大幅な拡大

地域主権戦略大綱 (平成22年6月22日閣議決定)

- ◆ ひも付き補助金の一括交付金化
- ◆ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置(第2次見直し)
 - 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準(12条1項)及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準(同条2項)の条例に委任
 - 水道技術管理者の資格に関する基準(19条3項)の条例委任
- ◆ 計画等の策定及びその手続の見直し
 - 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平6法8)
 - ✓ 都道府県計画における、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定(5条4項5号)の廃止、例示化又は大枠化
 - ✓ 都道府県計画の公表に係る規定(5条8項)の廃止又は努力・配慮義務化
- ◆ 権限移譲
 - 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査[すべての市へ移譲]
(基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うもの)
 - 専用水道の給水開始の届出受理等[すべての市へ移譲]

4

地方分権改革推進計画への対応方針(案)

事業認可申請書類の簡素化(水道法施行規則関係)

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ✓ 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ✓ 水道事業経営に関する意志決定を証する書類の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、
 - ✓ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ✓ 水道施設の位置を明らかにする地図を申請書の添付書類とする。

軽微変更の範囲の拡大(水道法施行規則関係)

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の1/10を超えるもの(現在は1/100)
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の1/10を超えるもの(現在は1/100)
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。(対象は表流水の場合を想定。)

5

地域主権戦略大綱への対応方針(案)

義務付け・枠付けの見直し(水道法関係)

- 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準(法第12条第1項)及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準(同条第2項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 水道技術管理者の資格に関する基準(法19条第3項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

計画等の策定及びその手続の見直し(水道原水法関係)

- 都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定は、廃止する。
- 都道府県計画の公表に係る規定は、努力義務化する。

権限移譲(水道法関係)

- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している専用水道の設計の確認、給水開始の届出受理、給水停止命令等について、すべての市へ移譲する。
- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の改善の指示、給水停止命令、報告の徴収及び立入検査については、すべての市へ移譲する。

6

(2) 耐震化の状況(平成21年度)

7

水道事業における耐震化の状況

基幹管路

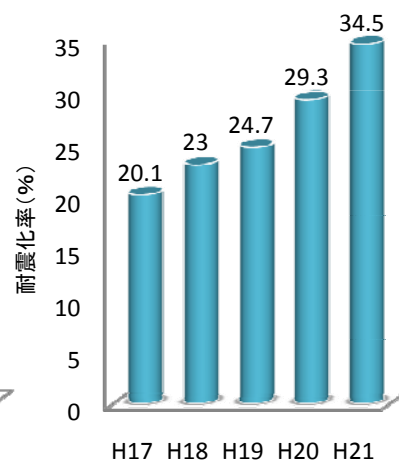
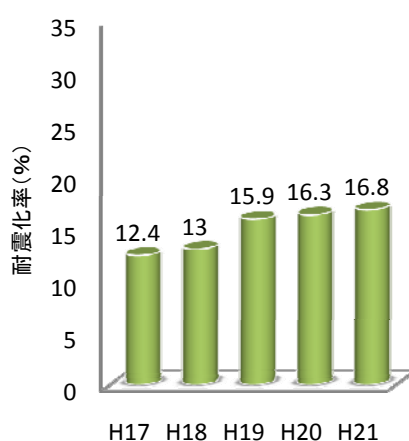
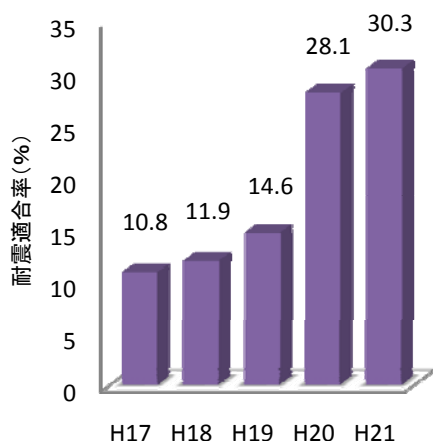
- 昨年度から2.2ポイント上昇したが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 都道府県別、水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。

配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



(注)平成18年度までは耐震管の割合(耐震化率)で、平成19年度以降は耐震適合性のある管の割合(地盤等による耐震性の評価基準を導入)

8

耐震化への支援策

□ 財政的支援 ～国庫補助による建設事業費の負担軽減

- 耐震化に関する国庫補助対象の追加と補助率の引上げ(平成22年度以来随時)
- 平成22年度耐震化関連当初予算額118億円、補助率1/3～1/2
- 平成22年度補正予算において耐震化事業費を計上 ほか

□ 技術的支援 ～計画的な耐震化実施のための手引き書類の整備

- 「水道の耐震化計画等策定指針」(H20.3)
- 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(H21.7)
- 「水道施設耐震工法指針・解説2009」(日本水道協会) ほか

□ その他

- 水道関係団体と連携して「水道施設・管路耐震性改善運動」を展開、キャンペーン等による啓発活動の実施
- 耐震管の開発

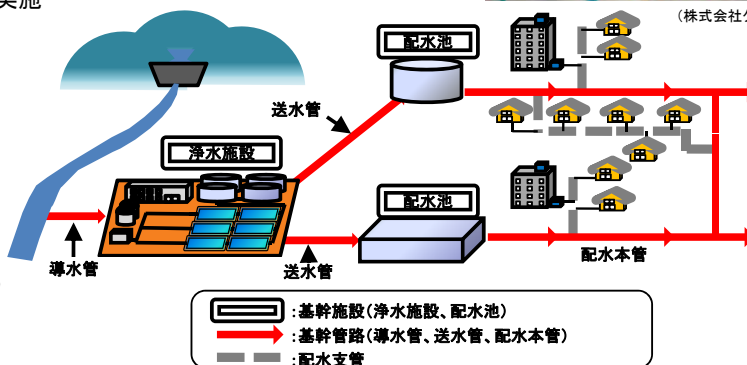


(株式会社クボタHPより)

<参考> 基幹施設と基幹管路

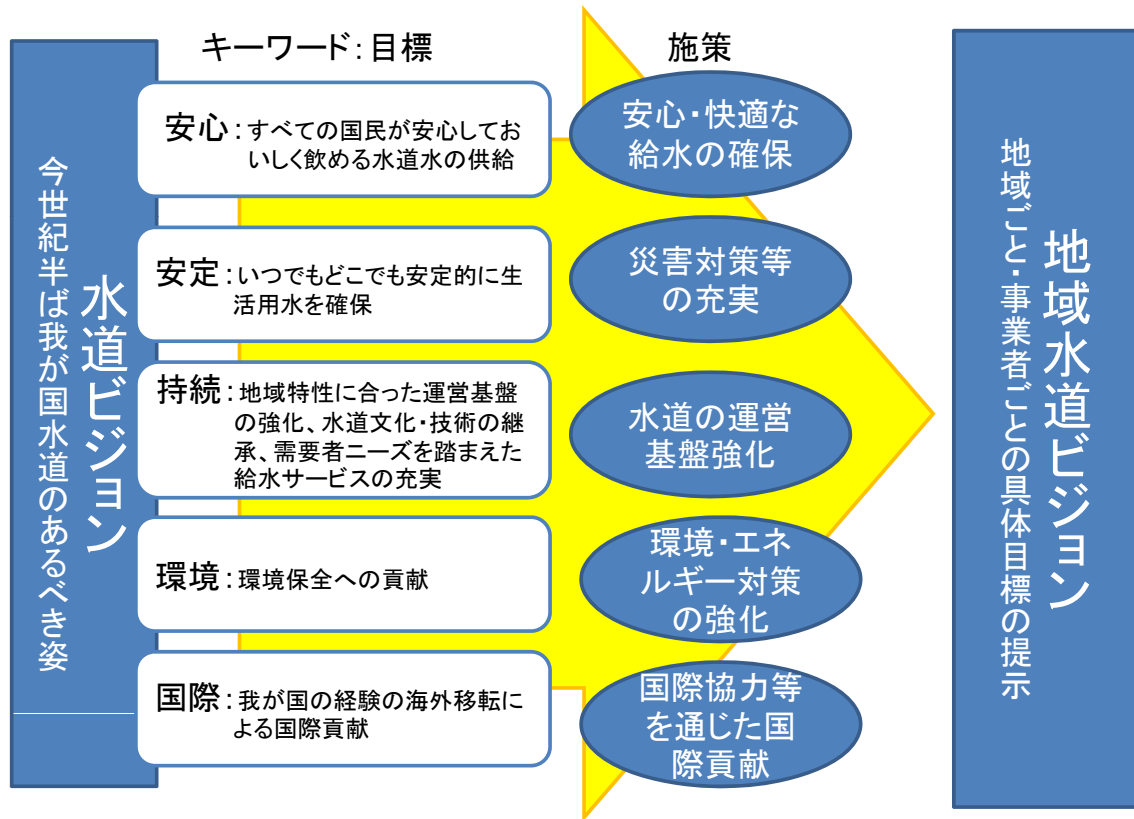
■ 基幹管路の耐震適合性について

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のこと。それに対して「耐震適合性のある管」とは、耐震管以外でも耐震性能があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたもの。各水道事業者がそれぞれの地盤等の管路の布設条件に基づき判断している。



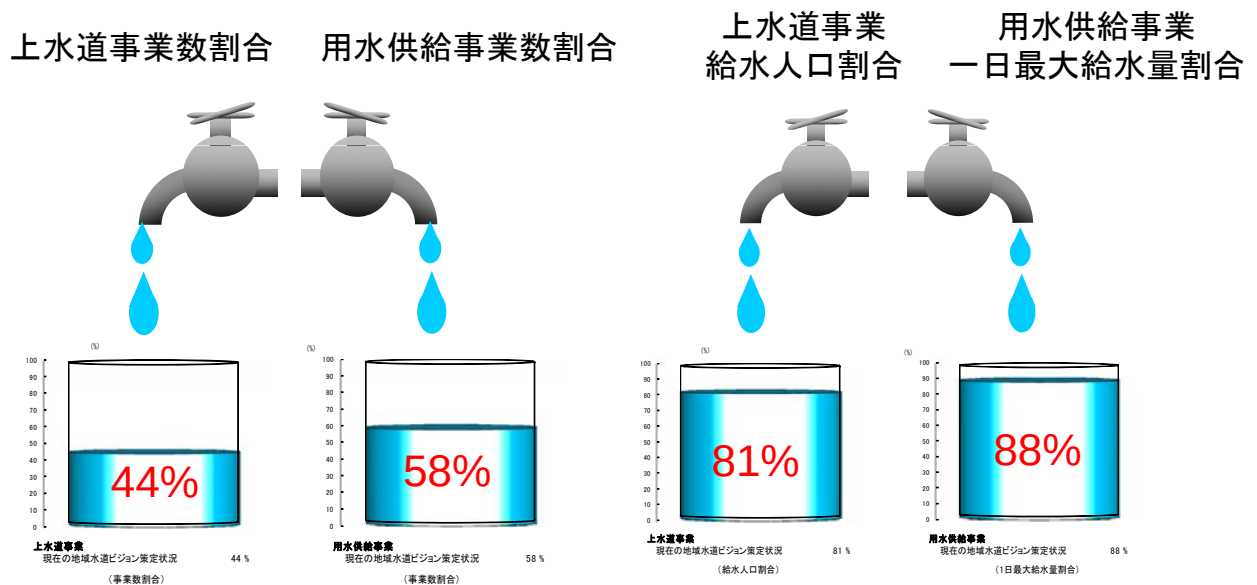
(3) 地域水道ビジョンの策定の状況

水道ビジョンと地域水道ビジョン



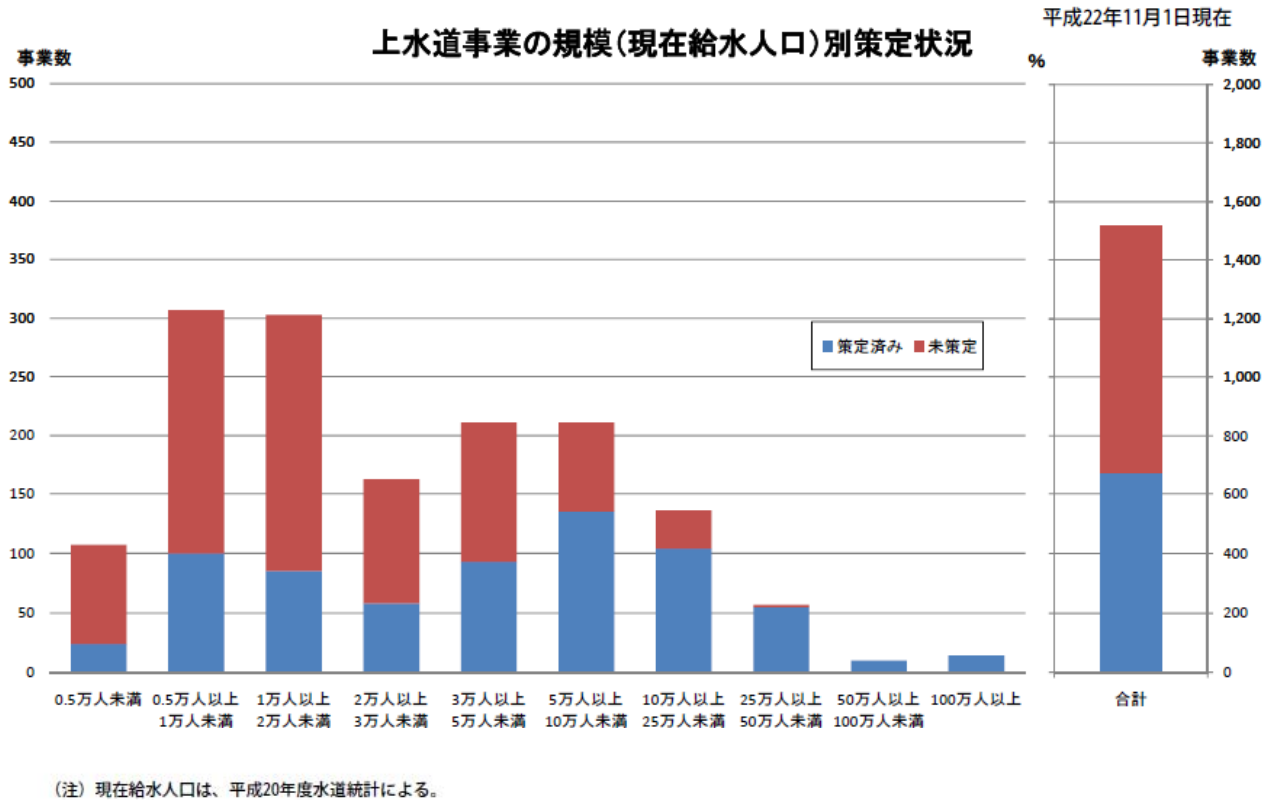
11

地域水道ビジョンの策定状況



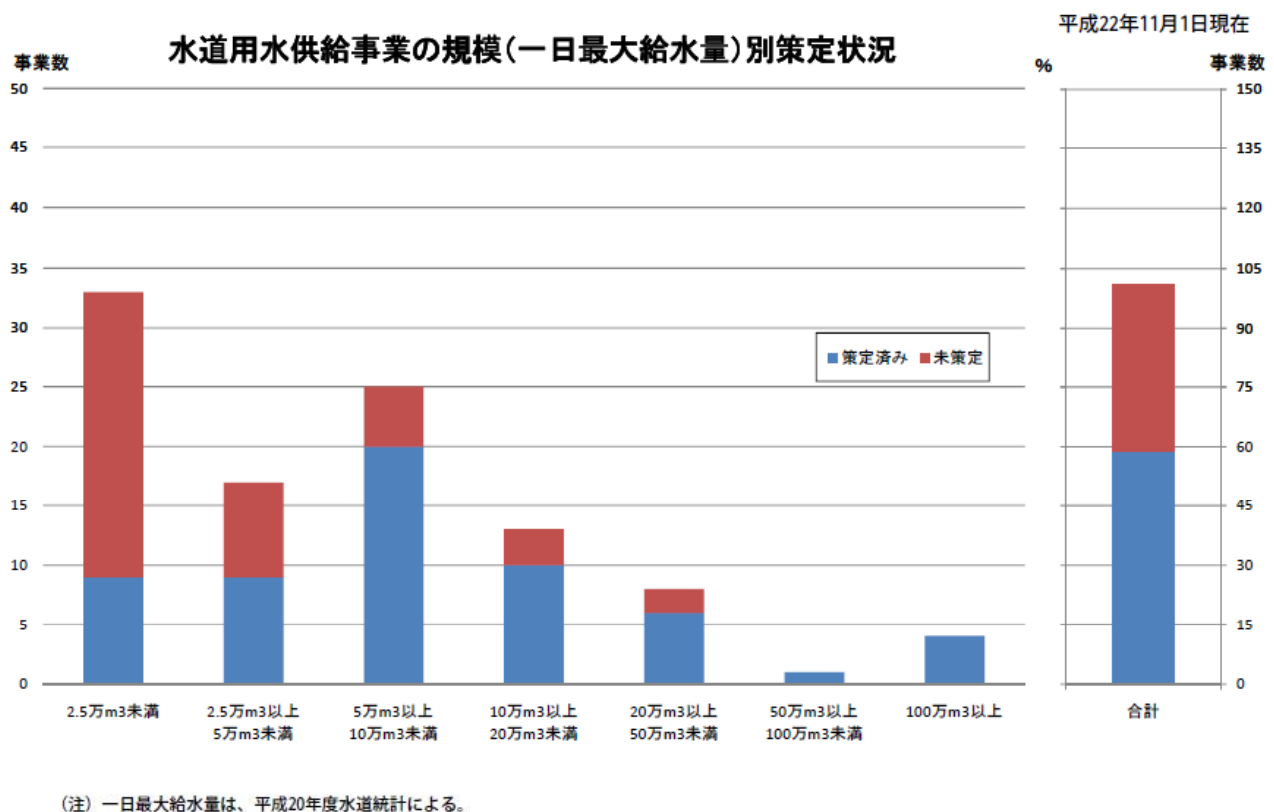
12

地域水道ビジョンの上水道給水人口別策定状況



13

地域水道ビジョンの用水供給給水量別策定状況



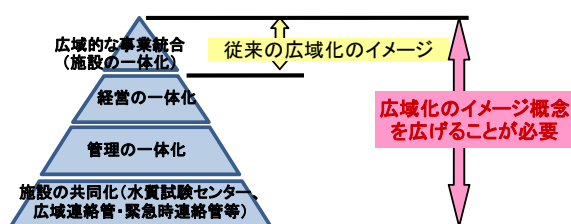
14

(4) 広域化・第三者委託(包括委託)

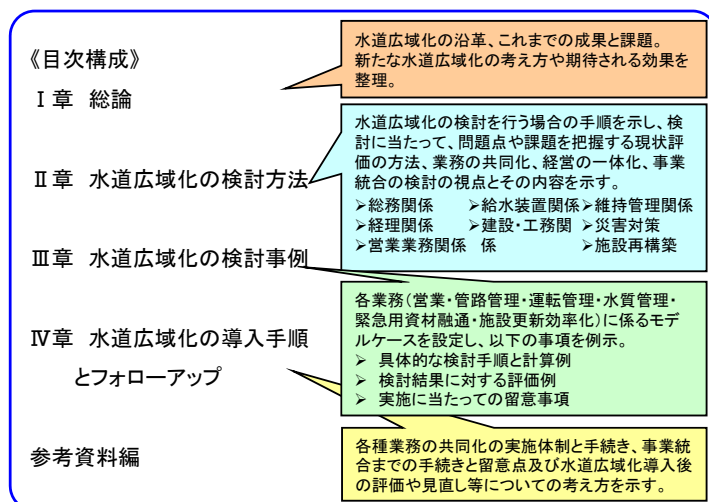
15

広域化の推進

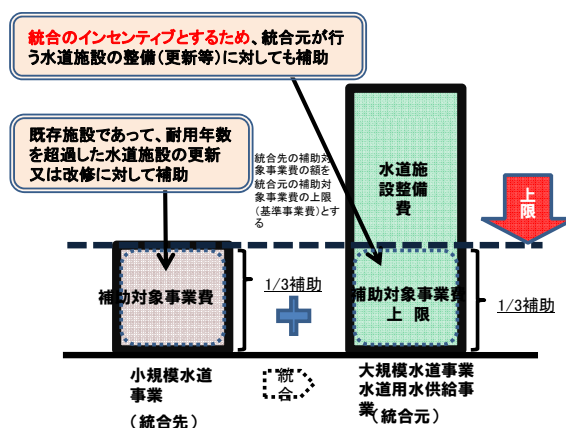
新たな水道広域化の概念図



「水道広域化検討の手引き」(平成20年8月)

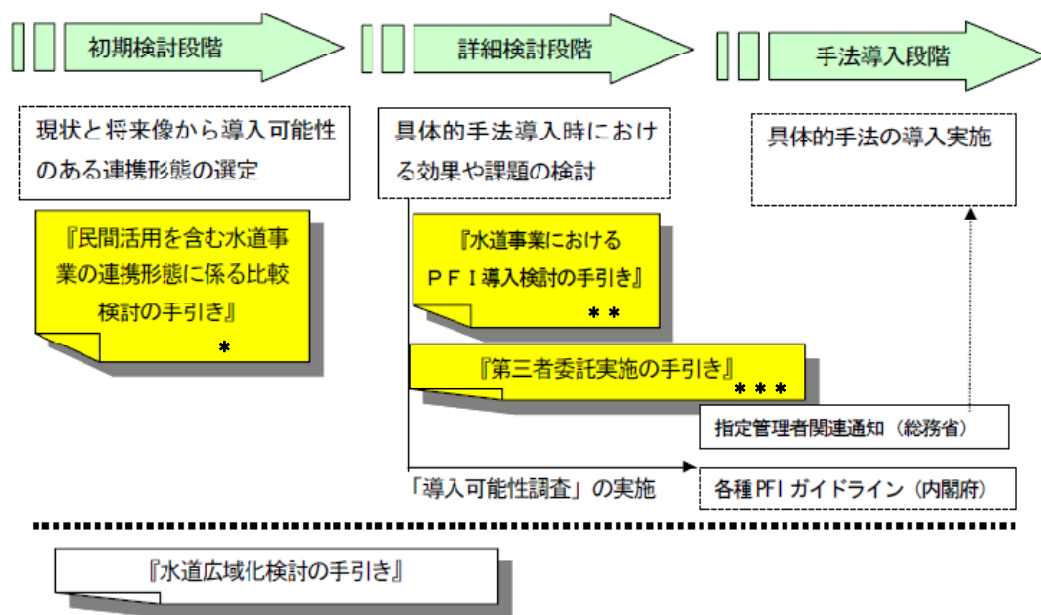


水道広域化促進事業(補助事業)



16

多様な運営形態の選択に資する各種手引きの策定



- * 平成20年6月30日 厚生労働省健康局水道課 事務連絡
- ** 平成19年11月8日 厚生労働省健康局水道課 事務連絡
- *** 平成19年11月8日 厚生労働省健康局水道課長通知

17

(5) 水ビジネスの推進

18

アジアにおける水インフラ整備支援 ＜水道産業の国際展開＞

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

「アジア経済戦略」

環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させるとともに、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減し、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用する。具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む。

視 点

- これまでは、ODAを活用した国際貢献
- 今後は、国際貢献に加え、アジアの経済発展を日本の水道産業の成長機会と捉える視点が重要

国際展開上の課題

- トータルな運営能力の不足(運営ノウハウは公共が保有)
- 人件費、資材費が高コスト
- 開発途上国のニーズとのミスマッチ

途上国のニーズに即した水道システム(ハード、ソフト技術、運営ノウハウ)を官民で連携して売り込んでいくことが必要

厚生労働省の取組

＜現地ニーズに合わせたシステム作り＞

- 省エネ型の配水管理(水圧、水量)
- 無収水(漏水)対策
- 上下水道の一体的整備(浄化槽、下水道と連携)

⇒ これらをモデル的に実施し、アジア各国に普及

※水道産業国際展開推進事業を活用

現地セミナー

水道産業国際展開推進事業

- 日本の水道技術制度等の紹介
 - 相手国の水道の課題解決支援
 - 日本企業の市場展開の足がかり
- 現地調査
- 現地ニーズの把握

- ・平成20年度から実施。
- ・対象国(実績)は中国、ベトナム、カンボジア。

- ・自治体間の情報共有の促進(5月28日、「国際貢献・水ビジネスに関する水道事業者情報連絡会」を開催。札幌市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、大阪市、北九州市の水道部局が参加。)
- ・施設の運営管理のノウハウ獲得に資する国内の水道事業者による民間委託の推進